

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## 本能寺の変と将棋

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学アミューズメント産業研究所 公開日: 2018-10-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 康二, SHIMIZU, Yasuji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/640">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/640</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 本能寺の変と将棋

## 吉田兼見と村井貞勝の対局を通じて

清水 康 二

### I . はじめに

近世以後の日本の歴史を大きく変えることになった一大事件に本能寺の変がある。これについては多数の研究が行われているにもかかわらず、明智光秀の謀反に至った動機について未だに定説がない。織田信長に対して、個人的な恨みが高じた結果とみる「怨恨説」は古くから巷間に広まって小説や映画の中でも描かれたが、近年はこれに根拠がないという見方が強く、光秀が天下を得ることを望んだために起きた事件であるという「野望説」が提出された（高柳1958）。最近では、長宗我部氏に対する信長の四国政策の転換が重要な契機になったという説も出されている（桐野1992）。人間の行動がただ一つの動機で起こることは希であろうから、複数の動機が合わさって光秀の謀反が計画されたという見方も当然であり、光秀謀反の動機の軽重が問題となる。

このように動機について明確でないことから、謀反の立案が光秀のみで行われたかどうかについてもいろいろと憶測されている。亀山城からの出陣時に、初めて重臣にさえも謀反に関する自らの胸中を打ち明けたという話を信じることはできないが、明智光秀とその重臣のみで謀議されたという「光秀単独犯説」のほか、光秀以外に黒幕が存在するという「黒幕説」やその一種として光秀と徳川家康が共謀したという説も提出されている（明智2013）。このような謀反の主体に関する推測も数多く提出されており、ここでは詳しく述べないが、「黒幕説」で注目されるのは、当初は信長と良好な関係を保ちながら、後に京都を追われた最後の足利将軍である足利義昭と朝廷である（桐野1992、立花2002、藤田2003）。朝廷との関係で黒幕説が提起される時、問題になるのは朝廷の誰が関与したかということである。

本能寺の変が起きた天正10年（1582）当時の朝廷の動きを見る時に重要な史料として、吉田神道当主であった吉田兼見（1535－1610）が記した『兼見卿記』がある。元亀元年（1570）から慶長15年（1610）の日記が残されている。しかしながら、この間の全てが揃っているわけで

はなく、「一年単位の欠失は、執筆以後に失われた（つまりもともとあった）と推測されるが、月単位のばあいは、当初から執筆されていなかった可能性」があると指摘されている（金子2011, p.147）。

兼見は信長、光秀の信任を得ていたため織田政権の要人に関する記事も多い。この『兼見卿記』が本能寺の変と関連して特に問題になるのは、光秀と親しい間柄であった兼見が、本能寺の変の直後に朝廷の勅使として光秀と面会したことや、光秀から兼見を通じて朝廷や寺社、自身に対して銀子を配った記事が記録されていることによる。さらに、天正10年の日記には、いわゆる正本と別本があり、正本には正月から12月までの記録が残るものの、別本にみられる本能寺の変後の光秀と兼見の関わりが省かれる部分がある。これに対して、別本は本能寺の変後の光秀と兼見の関わりがより詳細に記されるものの、正月から山崎合戦で光秀が羽柴秀吉に敗北を喫した前日である6月12日までの記述しかない。これは山崎合戦後に織田信孝の使者を自称する津田越前入道による問責があり、兼見が6月12日までの光秀に関する記載を改変したものと受け止められることが一般的である（高柳1958）。これをもとに本能寺の変が兼見を含む朝廷の関与によりおこされたという「朝廷黒幕説」の根拠とされた（桐野1992）<sup>1)</sup>。ただし、このような書き換えが兼見の関与を示すものではなく、偶然に6月12日で日記の紙数が尽きたためとする説もある（金子2011, pp.176-178）。

さて、このように安土桃山時代から江戸時代初期の歴史を研究するうえで重要な史料である『兼見卿記』には、将棋史にかかわる史料としても興味深い記事が掲載されていることが知られている。織田政権の天下所司代として当時の京都行政を仕切っていた村井貞勝と兼見が頻繁に将棋を指していた記述である。二人の対局記事は天正4年に始まり、徐々に頻度を増やしながら天正10年の5月4日に最後の対局をおこなっている。貞勝も本能寺の変の際に、二条新御所で織田信忠とともに討ち死にしたためである。

『兼見卿記』は本能寺の変時点に高位の武士であった貞勝の指していた将棋についての情報があるのだが、この時期の武士階級がどのような将棋を指していたかは、実はそれほど明確ではない。当時の公家の日記に残された将棋を紹介した増川宏一は、将棋の名称にはいろいろと表記があるものの、「当時の慣習として中将棋のことを一般に将棋とよんでいて、これと区別するために、駒数と枰目の少ない将棋を「少将棋」とよんでいた」とし、「中将棋＝将棋とみるのが妥当」とする（増川1985, p.104）<sup>2)</sup>。つまりは『兼見卿記』中の村井貞勝との対局で「将碁」とのみ記される将棋の種類を中将棋とみなしている<sup>3)</sup>。当時の公家を中心に中将棋が盛んに指されていたことは否定できないが、16世紀後半の武士が頻繁に中将棋を指していた

とするには疑問の残る解釈である<sup>4)</sup>。増川は近著において兼見の弟である神龍院梵舜の記した『舜旧記』あるいは『兼見卿記』のに記される「将棋」を小将棋として(増川2013, p.69) 自説を修正しているものの、その根拠と他の公卿日記との関係は不明瞭である。

『兼見卿記』に記される将棋を中心として、考古資料も検討し、貞勝を含めた武士の間で指されていた将棋がなんであったのか推測したい。さらに、『兼見卿記』に記録された兼見と貞勝の最後の対局が記された、いわゆる正本と別本の2種がある天正10年本を中心に、将棋と本能寺の変のわずかな繋がりを検討しつつ、兼見自身による『兼見卿記』の改竄の詳細を明らかにする。

## Ⅱ．吉田兼見と村井貞勝の略歴と将棋の愛好

『兼見卿記』を基にした二人の将棋遍歴を検討するにあたっては、とりあえず吉田兼見と村井貞勝の経歴を簡単に把握しておく必要がある(岡田1991、山室1992)。二人は本能寺の変の直前まで頻繁に将棋を指す間柄であった。兼見は、貞勝が没した後は、将棋に関する記録を残すことが極端に少なくなっている。

兼見は吉田兼右の子として天文4年(1535)に生まれ、元龜元年(1570)に家督を継いだ。旧名は兼和であったが、後陽成天皇の諱を避けて兼見に改名した。本能寺の変時点では未だ兼和であった。代々の吉田家当主と同様に神祇管領長上と称した。慶長15年(1610)に没している。弟に神道家、僧侶である神龍院住職の梵舜がいる。居宅は御所の東方、吉田山の吉田神社であった。

村井貞勝は織田信長の家臣であり、民部少輔、長門守、春長軒などと号したが、兼見卿記には多くは「村長」あるいは「春長軒」として記述される。ただ、父親の名前も不明であり尾張に村井という在地領主はいないため、近江出身で信長に召し抱えられた時に一族を連れて尾張に移ったという説がある(谷口2009, pp.2-3)。永禄11年(1568)の足利義昭を奉じた信長上洛以後は京都の行政に携わり、天正元年(1573)に所司代とされた後、明智光秀等と京都の行政、各種の普請を指揮したが、天正3年(1575)以後は単独で天下所司代として辣腕を振るった。基本的に行政官僚としての力量が求められていたようで、織田家にとって極めて重要な意味をもつ志賀の陣のようなもの以外は出陣した形跡がない(谷口2009, p.30)。居宅は本能寺の変当時は本能寺の門外にあったため、変勃発後は織田信忠とともに戦ったが一族の多くのも

のと一緒に討ち死にした。本能寺の変時点の年齢は60代後半が想定されている（谷口2009, pp. 5-6）。

この生まれも育ちも異なる二人が、16世紀の後半に将棋を頻繁に指す機会に恵まれたのは、貞勝が織田信長によって天下所司代に任命され、朝廷からの交渉ごとなどを兼見が担当したからである。日記の将棋に関する記述は実に簡略で、兼見にとって、それほどの関心事でないことは明らかである。

表1 対局等と使用語一覧（村井× は貞勝邸へ出向くが対局記事なし）

元龜元年（1570）6～12月、影写本	4月12日	将碁
元龜二年（1571）正～3、11～12、影写本	4月27日	村井 ×
元龜三年（1572）正～12月、影写本	5月8日	村井 ×
1月1日(閏) (囲碁記事)	5月10日	村井 ×
8月14日 (言経等 囲碁)	5月16日	村井 ×
9月11日 (建仁寺 囲碁会)	5月19日	将碁
10月25日 村井 ×	6月1日	村井 ×
元龜四年（1573）正～7月、影写本、天正元年に改元	6月4日	村井 ×
天正二年（1574） 欠	6月24日	村井 ×
天正三年（1575）正～9、11～12月、謄写本	7月12日	村井 ×
3月17日 (信長へ 碁盤(菓子入り))	7月21日	村井 ×
4月6日 村井 ×	8月1日	村井 ×
4月7日 村井 ×	8月6日	村井 ×
4月29日 村井 ×	8月14日	村井 ×
6月4日 村井 ×	8月20日	小将碁四五番
8月22日 村井 ×	9月21日	村井 ×
11月15日 村井 ×	9月29日	村井 ×
12月4日 村井 ×	10月5日	村井 ×
12月24日 村井 ×	10月10日	村井 ×
天正四年（1576）正～12月、謄写本	10月27日	屢将碁
1月14日 村井 ×	11月1日	村井 ×
2月2日 村井 ×	11月2日	村井 ×
2月20日 村井 ×	11月23日	村井 ×
2月25日 村井 ×	11月25日	村井 ×
2月28日 村井 ×	天正五年（1577）正～2、閏7～12月、謄写本	
3月7日 村井 ×	7月29日	村井 ×
3月18日 村井 ×	9月6日	村井 ×
	9月14日	村井 ×
	9月20日	村井 ×

本能寺の変と将棋

9月29日	村井 ×	4月30日	将碁在之
10月6日	村井 ×	5月4日	村井 ×
10月11日	村井 ×	5月16日	将碁
天正六年(1578)正~10月、謄写本		5月29日	将碁
1月16日	村井 ×	6月7日	村井 ×
3月2日	村井 ×	6月9日	村井 ×
3月11日	将碁	6月19日	将碁
3月27日	村井 ×	6月27日	村井 ×
5月28日	村井 ×	7月2日	有将碁
6月12日	村井 ×	7月8日	村井 ×
7月6日	村井 ×	7月12日	将碁
7月12日	村井 ×	7月19日	将碁
7月21日	同道宿所将碁	7月29日	村井 ×
7月29日	村井 ×	8月15日	将碁
8月3日	将碁在之	8月17日	将碁
8月11日	村井 ×	8月23日	村井 ×
9月8日	村井 ×	8月28日	村井 ×
9月14日	将碁	9月4日	将碁
9月19日	村井 ×	9月8日	後刻於小座敷将碁
9月22日	村井 ×	9月15日	村井 ×
9月25日	村井 ×	9月17日	村井 ×
10月7日	村井 ×	9月25日	将碁
10月10日	(細川藤孝 勝龍寺城にて囲碁 興行)	9月28日	村井 ×
10月12日	村井 ×	10月10日	将碁
天正七年(1579)正~12月、謄写本		10月19日	村井 ×
1月14日	次将碁	10月22日	将碁
1月29日	村井 ×	11月3日	村井 ×
2月3日	村井 ×	11月6日	村井 ×
2月4日	村井 ×	11月15日	村井 ×
2月8日	在将碁	12月12日	村井 ×
2月11日	在将碁	12月28日	将碁在之
3月10日	村井 ×	天正八年(1580)正~4、6~12月、謄写本	
3月15日	将碁	1月10日	村井 ×
3月21日	村井 ×	1月20日	村井 ×
3月29日	将碁	1月28日	将碁
4月7日	有将碁	2月8日	将碁
4月17日	将碁	2月28日	村井 ×
		3月17日	将碁在之

3月5日(閏)	村井 ×	5月4日	将碁	
4月4日	於御前囲碁五六番在之(誠仁親王)	5月9日	将碁在之	
4月5日	村井 ×	5月20日	将碁在之	
6月8日	村井 ×	6月4日	将碁在之	
6月9日	於御前上乘院与囲碁(誠仁親王)	6月13日	村井 ×	
6月20日	村井 ×	6月22日	将碁数盤在之	
6月28日	(囲碁記事)	7月9日	亭主将碁在之	
6月29日	屢将碁	7月18日	在将碁	
7月6日	将碁	7月19日	村井 ×	
8月23日	村井 ×	7月29日	清三貳十疋在将碁	
9月6日	村井 ×	8月5日	将碁在之	
9月12日	将碁	8月17日	村井 ×	
10月3日	将碁	8月23日	村井 ×	
10月14日	将碁数盤指之	8月28日	村井 ×	
11月6日	囲碁上乘院与御所望(誠仁親王)	8月30日	将碁在之	
11月20日	将碁	9月8日	在将碁数盤	
11月27日	於神龍院将碁興行	天正十年 (1582)	正~12月、 謄写本 正本	正~6月、 謄写本 別本
12月2日	村井 ×		1月11日	村井 ×
12月5日	村井 ×	1月26日	村井 ×	村井 ×
12月19日	村井 ×	2月4日	将碁	少将碁在之
12月29日	将碁四五盤指之	2月19日	将碁	(村井訪問記事なし)
天正九年(1581)正~9月、謄写本		2月24日	在将碁	在少将碁
1月10日	将碁在之	3月2日	在将碁	在少将碁
1月19日	屢将碁	3月11日	村井 ×	村井 ×
1月27日	将碁	3月24日	将碁在之	将碁
2月6日	将碁数盤在之	4月11日	持碁	将碁
2月15日	有将碁	4月12・13日	(囲碁記事)	(囲碁記事)
2月23日	村井 ×	5月4日	将碁	将碁
3月11日	将碁数盤在之			
4月13日	即将碁在之			
4月24日	将碁在之			

表1が『兼見卿記』に掲載された兼見の貞勝邸訪問及び将棋の記述と囲碁記事を取りあげたものである。『兼見卿記』は新訂増補版を参照した(金子・遠藤ほか2014a、2014b)。これによれば、元龜3年10月25日条には貞勝を訪問した記事はあるものの将棋は指されていない。貞勝が単独で所司代の職務をこなし始めた天正3年には、兼見が貞勝を頻りに訪れるようになるが、将棋が指された記述はない。元龜4年7月に天正に改元されているが、天正元年、2年の

日記は残されていないため、この時期の兼見の貞勝訪問がどの程度であったかはわからないものの、所司代の単独執権でその回数が増えたであろう事は容易に想像できる。また、将棋の記述はないものの、元龜3年8月14日、9月11日条に囲碁に関する記載があり、天正3年3月17日条には兼見が信長に菓子を入れた碁盤を献上した記事もあるので、天正3年頃にはまだ両者の間で将棋は指されていないと考えた方がよからう。天正4年(1576)は貞勝訪問が頻繁であるが、4月12日条に初めて将棋の記事がのる。「将碁」とあり、同年8月20日条に「小将碁」と「碁」の文字を使用する以外は、天正10年5月まで「碁」ではなく「碁」を用いる。この「将碁」の用例は11世紀中頃の成立とされる将棋に関する最古の文献である『新猿楽記』に使用されるもので、藤原定家の『明月記』(1180-1235)にも『将碁』と表記され、その後もその他の表現と併用して用いられた将棋を示す古い表記である。その後、天正10年5月に至るまで、ごく少ない将棋会のような集まりを除けば、66回の将棋対局日が設けられている。もちろん、日記に記載されない対局日や『兼見卿記』に欠失年や記述されなかった可能性のある月が想定されるので(金子2011, p.147) 実際の対局日はさらに多くなると思われる。将棋に対する記述は簡単なものばかりで『将碁』『将碁在之』『在将碁』と書かれることが多い。また、基本的に対局数も書かれることはなく、希に『将碁数盤在之』『将碁数盤指之』『将碁四五盤指之』『在将碁数盤』と書かれる例がある。ただし、天正3年8月20日条には『小将碁四五番』とあり、二人で将棋を指し始めてそれほどでもない時期に、かなり熱中して指していた様子が伺える。また、天正8年12月29日条も年末の慌ただしい時期にもかかわらず『将碁四五盤指之』とある。

このように簡略な記述であるにもかかわらず将棋について言及するのは、15世紀における公家の日記に関する検討から指摘されているように、将棋が囲碁や雙六と同様に「一種の教養」と考えられていたからであろう(田中2017, p.58)。そのような公家の教養に属する芸能と考えられていたためなのか、二人の対局の勝敗については一切触れられていない。この点、将棋よりも囲碁を兼見は得意としていたせい、あるいは碁打ち同士の対局であるためか、天正10年4月12、13日条に碁打ちの樹齊と寿見を招き、12日で1局、13日には2局の対局を観戦したが、いずれも「寿見負」と記している。また天正8年(1580)6月9日、11月6日の誠仁親王の御前対局では兼見自身が勝ったことを記している。

貞勝と兼見の指した将棋がどのようなものであったのかについては、『兼見卿記』は詳しく記していない。そこで、記述されたわずかな手がかりと考古資料から二人の間で対局された将棋がどのようなものであったかを想定したい。『兼見卿記』の天正10年までの将棋に関する記

述は、将碁とのみ書かれることが多く、当時指されていた将棋のうち、一般的な小将棋と大型将棋に属する中将棋のどちらであるかは不明確である。ただし、将棋の種類を示す事例は、天正10年までに4回確認することができる。天正4年8月20日条「小将碁四五番」、天正10年（別本）2月4日、2月24日、3月2日条に「少将碁」がみられる。また、本能寺の変後の天正10年11月27日条には、徳大寺公維らと「中将碁」を深夜まで指している。ここで注意したいのは、天正10年に3例の「少将碁」の用例がみられることである。『兼見卿記』の天正10年本には天正10年一年分の記載がある正本とよばれるものと、正月から山崎合戦の一日前の6月12日で記載が終わる別本と呼ばれるものがあることは先述したが、3例の「少将碁」の記載は、正本では「少将碁」と記されず「将碁」とのみ表現されている。前述したように、別本と正本の成立については、通常は山崎の合戦後、本能寺の変直後の明智光秀と関連する記載を一部省くために、別本の記載を終了し、新たに天正10年正月からの記載をおこなったものが正本であるという解釈が有力とされている（齋木1948、萩原1962）。その詳細な論議は別として、実際には「少将碁」が指されていたのだが、「将碁」と記載される例があったことを明示している。この事例からしても、16世紀後半の公家の日記に現れる中あるいは少（小）の文字が使用されない将棋の用例を、単純に中将棋と理解するのは間違いであることがわかる。

この他にも『兼見卿記』の「将碁」の用例を中将棋と考えるのは難しい事例がある。それは「将碁」を複数番指した事例である。前述の天正4年8月20日条は「小将碁」が指された事が明確であるが、天正8年10月14日条に禁裏小番を抜けて貞勝を訪ね、「将碁数盤」を指している。禁裏に誠仁親王が訪れたことを記した後の記述なので、何か相談事があったのかもしれない。翌15日に禁裏から「早々退出」とある。また、天正8年12月29日条に歳暮の挨拶のため貞勝邸を訪問した際にも「将碁四五盤指之」とある。貞勝邸は本能寺の門外にあったというので、吉田神社からは4 km以上はあり、乗馬でも常歩であれば40分近くはかかったものと思われる。将棋を指した後は貞勝の息子である村井貞成を訪問し、さらに近衛前久を訪ねている。天正9年2月6日条にも「将碁数盤在之」と記されているが、これも前久を訪問した後、貞勝を訪問して将棋を指し、夕食をとった後に再度、前久と面会している。天正9年6月22日条は午の刻に近所で火事が起こり、前久等の使者や村井貞成の見舞いを受けた後、各方面への火事見舞いを兼ねて貞勝を訪問し、面会後に「将碁数盤在之」との記述がある。天正9年9月8日条には貞勝邸にて「在将碁数盤」を指した後、細川藤孝を訪ねている。

以上の兼見が貞勝と複数盤指した事例を見ると四五番指したものについては、普通に中将棋を指した場合、2～3時間は掛かるだろうから少なくとも全てが中将棋であったはずはない。

## 本能寺の変と将棋

数盤とされるものが2盤というものも含んでいるのなら、特に天正9年9月8日条を含めて、全てが中将棋であった可能性を完全に否定はできないが、その可能性は極めて低いと考える。例えば本能寺の変後の天正10年11月27日条の徳大寺公維らとの中将棋は深更にまで及び、対局者らは兼見邸に泊まっている。複数人の対局者とはいえ、このように時間の掛かる事例を見れば、貞勝と兼見の対局は小将棋であったと考えたほうがよからう<sup>5)</sup>。『兼見卿記』に中将棋の記述があるにもかかわらず、多数の対局を重ねた貞勝との将棋に、中将棋を示すものがないこと自体が、兼見と貞勝との対局は小将棋であったことを示している。

次に近接した時代の武家に関わる考古資料を検討してみる。検討資料は2003年に出版された出土駒集成を用いる事にする(斎藤・堀2003)。

表2 室町時代から安土桃山時代の出土駒

遺跡名	県	種類	遺構	文献
石名田木舟(F3)	富山(高岡市)	王将(1)、銀将(1)	家臣屋敷跡	酒井ほか(1995)
石名田木舟(B2)	富山(高岡市)	王将(1)、金将(1)、銀将(1)	家臣屋敷跡	酒井ほか(1995)
石名田木舟(SK・SD)	富山(高岡市)	王将(1)、金将(1)	家臣屋敷跡	福岡町教育委員会(1995)
小川城	静岡(焼津市)	角行(1)、不明(1)、竜王(1)、盲虎(1)	城跡	焼津市教育委員会(1984)、焼津市(2000)
弓庄城	富山(上市町)	銀将(1)	城跡	上市町教育委員会(1984)、上市長教育委員会(1994)、北陸中世土器研究会(1996)
塩田城	長野(上田市)	角行(1)	居館跡	上田市教育委員会(1976)、長野県史刊行会(1982)、長野県文化財保護協会(1982)、長野県埋蔵文化財センター(1997)
富田城新宮谷	島根(安来市)	玉将(1)	城館跡	前島(1980)、島根県広瀬町教育委員会(1982)、島根県教育委員会(1983)
平安京(猪熊殿)	京都(下京区)	歩兵(1)	濠跡	日本将棋連盟(1984)
観音寺城下町	滋賀(近江八幡市)	王将(1)、金将(3)、銀将(2)、桂馬(2)、歩兵(4)、飛車(1)	城下町跡	滋賀県文化財保護協会(1996)、滋賀県埋蔵文化財センター(1997)

遺跡名	県	種類	遺構	文献
宮内堀脇	兵庫(豊岡市)	銀将(豎行)1)	居館跡	兵庫県教育委員会(1996)、 兵庫県教育委員会(1997a)、 兵庫県教育委員会(1997b)、 西口(2000)
御着城	兵庫(姫路市)	飛車(1)	城跡	姫路市教育委員会(1981)、 兵庫県教育委員会(1982)
願海寺城	富山(富山市)	歩兵(1)	城館跡	富山市教育委員会埋蔵文化 財センター(2003)、富山市 教育委員会(2003)
一乗谷朝倉氏 (9次)	福井(福井市)	玉将(2)、王将(4)、 金将(10)、銀将(11)、 桂馬(15)、香車(16)、 歩兵(62)、飛車(6)、 角行(12)、不明(35)、 醉象(1)	館跡	福井県教育委員会・一乗谷 朝倉氏遺跡調査研究所 (1974)、福井県教育委員 会・一乗谷朝倉氏遺跡調査 研究所(1976)、水野(1974)
一乗谷朝倉氏 (40次)	福井(福井市)	金将(1)、飛車(1)	館跡	一乗谷朝倉氏遺跡調査研究 所(1981)
一乗谷朝倉氏 (49次)	福井(福井市)	王将(1)、金将(1)、 香車(1)、歩兵(1)	武家屋敷跡	福井県教育委員会・一乗谷 朝倉氏遺跡調査研究所 (1985)
一乗谷朝倉氏 (84次)	福井(福井市)	歩兵(1)	城下町跡	佐藤(1994)、福井県立一乗 谷朝倉氏遺跡資料館(2001)
清洲城下町	愛知(清洲市)	歩兵(1)、不明(1)	武家屋敷跡	愛知県教育サービスセン ター(1984)、愛知県埋蔵文 化財センター(1992)
平城京左京三条 (247次)	奈良(奈良市)	桂馬(1)	旧河道跡	奈良市埋蔵文化財調査セン ター(1993)、奈良市教育委 員会(1993)
平城京左京四条 (251次)	奈良(奈良市)	不明(1)	柱掘形跡	奈良市教育委員会(1993)
坂本	滋賀(大津市)	不明(1)	集落跡	滋賀県文化財保護協会 (1997)
吉川元春館	広島(北広島町)	不明(2)	館跡	広島県教育委員会(1996)
赤堀城	三重(四日市市)	桂馬(1)、飛車(1)	城跡	四日市市教育委員会(1989)
高水寺城	岩手(紫波町)	(所在不明)	城跡	岩手県教育委員会(1986)
砂山中道下	新潟(北蒲原郡)	銀将(1)	集落跡	新潟県埋蔵文化財調査事業 団(2001)

本能寺の変と将棋

遺跡名	県	種類	遺構	文献
平安京 (西洞院)	京都(下京区)	角行(1)		日本将棋連盟(1984)
駿府城三の丸	静岡(静岡市)	王将(1)、歩兵(1)、 不明(1)、反車(1)	城跡	静岡県教育委員会(1987)
騎西城	埼玉(加須市)	金将(1)	城跡	騎西町教育委員会(1994)、 騎西町教育委員会(2002)
葛西城	東京(葛飾区)	金将(1)、銀将(1)	城跡	葛西城址調査会(1976)、神 奈川県立歴史博物館 (1998)、葛西区郷土と天文 の博物館(1999)
大崎城	千葉(香取郡市)	銀将(1)	城跡	香取郡市文化財センター (2001)、鬼澤(2001)、千 葉県文化財センター (2002)
上町カイダ	石川(鹿島郡)	不明(1)	住居跡	石川県埋蔵文化財センター (1991)

表2が前記集成をもとに作成したものである。増川宏一が、室町～安土桃山時代の遺跡から幾つの中将棋を含む大型将棋の駒が出土していることを指摘する(増川1985, p.105)。しかしながら、その出土遺跡は少なく、大半は小将棋に関わる駒である。特に注意すべきは、当時の武士がおこなっていた将棋の種類である。1973年度の一乗谷朝倉氏遺跡出土駒には、酔象駒が1点のみ含まれ、中将棋の駒が見られないことから、後奈良帝が酔象駒を除くことを決めて40枚制の現行将棋が誕生したという『諸象戯図式』に掲載される故事で知られる現行将棋に酔象を加えた42枚制小将棋が存在した事が指摘された(福井県教育委員会ほか1974, p.15)<sup>6)</sup>。この一乗谷朝倉遺跡駒の構成からは、増川が指摘するように武士の好んだ将棋が中将棋ではなく、小将棋だったということを示している(増川2013, p.67)。このことも『兼見卿記』に記された「将碁」が中将棋ではなく小将棋であることの状況証拠になる。

武士でも高位のものが中将棋に関わった例として、豊臣秀吉、徳川家康などは、水無瀬家に依頼して将棋駒を多数発注しているが、これすらも小将棋駒よりは少ない上に、当然のことながら贈答品として作られているわけで、織田信長は「茶の湯御政道」に伴う名物の下賜をおこなっていたが(小島2009, pp.175-177)それに似たような意味合いで小将棋に比べて豪華な内容である中将棋駒が発注されていたに過ぎないのではないかと考える。

以上述べてきたことからすれば、『兼見卿記』に記された吉田兼見と村井貞勝の対局は小将

棋であったとすべきであり、『兼見卿記』以前の公卿の日記に使用される「中」「小」「少」などの区別がない将棋の資料例に関しても中将棋を示すと単純に考えるのは過ちであろう。それらも小将棋の可能性があると思われるし、一步譲ったとしても種類不明の将棋とするのが妥当である（田中2017）。

貞勝と兼見が将棋対局を多数おこなった背景としては、兼見が貞勝に対して取り入るための道具として将棋対局が利用されたのであろう。兼見が信長に取り入るため各種の努力をしたことも指摘されており（田端2016, pp.4-5）京都の行政を握っていた貞勝と親密な関係を築くために将棋が指されたものと考えられる。もちろん、兼見自身も囲碁を好んだことが見受けられるので、盤上遊戯に興味があったことは間違いないが、兼見の興味はどちらかと言えば囲碁にあったようで、貞勝との対局期間である天正4年～天正10年を除けば囲碁の記事のほうが多い。光秀が天下所司代を分掌していた頃には、光秀が兼見を訪れて石風呂を楽しんだ記述もある（元龜元年11月13・23日条、天正元年7月23日条）。その後、兼見邸に寄ることが少なくなったことと、坂本城築城で、石風呂を城内に設置したからであろうか、兼見邸で石風呂を楽しんだ記述はないが、これなども織田政権内で京都の行政、朝廷仕事を担当する者に対する手厚い接待を示したものである。天正10年以後、豊臣政権で京都所司代を担当した前田玄以に対しても兼見は頻繁に訪れるのであるが、玄以と将棋の対局をおこなった記述はない。玄以が将棋を指せなかったからであろう。このように考えると兼見と貞勝の対局で、兼見が貞勝に将棋を教えたのではなく、貞勝は兼見との対局以前に将棋を指していたと考えるべきであろう。将棋を知らない貞勝に兼見が将棋を教えた可能性は低い。本能寺の変の前日にも信長が囲碁対局を観覧していたという伝説はともかくとして、『兼見卿記』の天正3年3月17日条に兼見による信長への囲碁献上を見ても、信長は将棋よりも囲碁に関心があったであろうから、信長を主君にしていた貞勝に、わざわざ囲碁ではなく将棋を教える必然性はない。貞勝は京都への着任以前に、将棋を指していたと考えるべきである。

このように考えると二人の対局は、貞勝がもともと将棋を好んでおり、それに併せて兼見が昵懇の関係を作り上げるために将棋を大いに利用したものであろう。吉田兼見の権力者に対する揺りよりは、信長に対する行動でも指摘されているが、兼見も将棋を好んでいたことは間違いなく、それが貞勝との将棋記事が多い理由であろう。本能寺の変にからんで「村井貞勝と吉田兼見が実際にどの程度将棋を愛好していたか、甚だ疑問が多い」とし「将棋が密談の偽装に使われたことは事実」とする見解があるが（増川1995, p.114）穿ち過ぎである。先述のように兼見は豊臣政権の京都所司代前田玄以ともしばしば会う中ではあったが、将棋を指

## 本能寺の変と将棋

すようなことはなかったし、不自然な記述もみられない。貞勝と兼見はそれぞれの業務をこなしつつ、楽しみながら緊密な関係を築くために将棋を指したのである。ただ、憶測を加えるならば、天正8年6月9日条と11月6日条の囲碁対局は、誠仁親王の御前での自身の勝利の記述があり、貞勝との将棋対局とは同列に評価できないものの、貞勝と兼見の多数の対局で勝負の結果を記さないのは、ある意味で兼見が貞勝に対して接待的性格の強い対局姿勢で臨んでいたことを想像させる。

### Ⅲ．天正10年別本と正本の問題

『兼見卿記』の天正10年本には正月から6月12日で記述の終わる別本と称されるものと天正10年の一年分の記述がある正本と称されるものの存在が、本能寺の変の黒幕を語る史料とされることがあることは先述した。天正10年6月13日条、山崎合戦で明智方の敗北が決定すると、『兼見卿記』6月14日の記述には織田信孝の使者を名乗る津田越前入道が、本能寺の変後に兼見が朝廷の勅使やその他の活動により明智光秀と接触し、その過程で光秀から銀子進献等が朝廷や五山、大徳寺等におこなわれ、吉田社にも銀50枚が寄進されたことを兼見に難詰したことが記されている。兼見は同日中に羽柴秀吉の奉行人や津田入道の主君である信孝に申し開きをおこなって、取りあえず事なきを得ている。別本と正本の大きな違いは、本能寺の変後に兼見がとった行動のうち、光秀に関わるものが概して省略されていることであり、この事件に絡んで、正本と別本の2種がある理由が説明されている。大きく分けて下記の3つの理由が推測されている。

- 1, 銀子進献も含めて、明智光秀との関係を記した記事は余計な疑惑を招くので、そのような疑いを招かないように日記の執筆を中断し、新たに天正10年正月から光秀関連の都合の悪い記事を改竄して書き直したとするもの(高柳1939、齋木1948、萩原1962)。
- 2, 上記の説を一步進めて、朝廷の関与および吉田兼見が本能寺の変に積極的に関わっていたために、自身に都合の悪い記事を含めて急遽改竄をおこなったとするもの(桐野1992、藤田2003)。
- 3, 天正10年別本は下書きで、冊子に記していた日記の丁数が6月12日分で偶然に尽きたためとする<sup>7)</sup>。この場合、本能寺の変後の趨勢も決まった後の吉田兼見が落ち着いた時期に浄書

がおこなわれ、明智光秀関連の記事に関する「書き替えの目的は本能寺の変関与とはまったく関係がない」とし、自身の「正当化のようなかたちで微妙な書き替え」がおこなわれたとするもの（金子2011, pp.178-179）。

1の説もそうだが、2の説の兼見が本能寺の変に深く関わっていたとするものは、改竄以前の都合の悪い日記（天正10年別本）が始末されずに残っているのかを説明することが難しい点が指摘されている（金子2011, p.158）。この点で、下書きに使われた冊子が偶然に6月12日で尽きたためとする3の金子説は、天正10年別本が始末されずに伝来した事情をうまく説明できる。また、金子説は『兼見卿記』全体の冊分けや丁数などを勘案した細かなもので、他の仮説よりもその検証過程は精密である。ただ、残念な事に『兼見卿記』の吉田家所蔵本は、第二次大戦の際に焼失したとされており、その原本を確認できないので、金子の検討にもこの点で障害があることは否めない。

ここで、金子の著作をもとに『兼見卿記』の書誌を概観する（金子2011, pp.145-150）。欠失している年も多く、各年も全ての月の記事があるわけではないが、詳細は省くと元龜元年から慶長15年の日次記が残されている。元龜元年から元龜4年分（吉田家蔵）は昭和13年に影写（字形や行字数なども忠実におこなう透き写し）されて、影写本が東京大学史料編纂所に所蔵されている。天正3年本から天正20年本（天正16・17年分欠失、吉田家蔵）は明治18年に謄写（字配り、行配り、字形などを十分に配慮しない見取り写し）され、謄写本が東京大学史料編纂所に所蔵されている。文禄2年から慶長14年本（慶長3-6・9-12年本欠失）は、自筆原本とされるものが天理図書館に所蔵されている。慶長15年本は原本が豊国神社に所蔵され、明治22年に謄写されたものが東京大学史料編纂所に所蔵される。この他、日次記とは異なる別記（天正5・8年）があり、原本が國學院大學図書館、昭和27年に作成された影写本が東京大学史料編纂所に所蔵されている。このうち吉田家所蔵の『兼見卿記』元龜元年から天正20年本が戦災で焼失したということになっており、元龜元年から元龜4年の影写本はともかくとして、天正10年正本、別本を含む天正20年本までは謄写本しか検討を行えない点で史料批判に大きな限界がある。

1・2説に比べて3の金子説は、綿密な冊子の構成を検討に加えている点で、もっとも説得力があると思うが、その結論に納得することは難しい。何しろ光秀と親しく、本能寺の変当日にも光秀と面会し、本能寺の変から山崎合戦までに都合4回も光秀と顔を合わせた人物の日記（天正10年別本）が、山崎合戦前日に終了する理由を冊子の丁数がそこで偶然に尽きたとする

のは、まずありえそうもないからである。歴史には偶然がつきものであるが、この結論に至るには提示されている根拠では不足であろう。やはり、別本が6月12日条で終了するのは、兼見による何らかの意図を想定せざるをえない。

金子説の結論には同意できないが、その検討過程で示された論点は重要な部分が多々ある。それらをもとに、天正10年本の将棋記事も絡めて、別本と正本の問題を推測していく。まず、金子説で天正10年別本を下書きと考える点である。筆者も天正10年別本を下書きもしくはそれに類するものとするが、この点を金子説の成果も援用して見ていくことにする。

現在検討することのできる『兼見卿記』原本と写本が、どのように書かれて、今の体裁になったのかを具体的に復元できるわけではない。全ての冊子が年ごとに1冊となっておらず、1年を2冊に分けられている場合や、1年のうち限られた月しか記述されないもの、複数年が1冊の冊子として残されているものもある。影写本はもちろんのこと、謄写本も、原本の年次構成と同一と考えられている(金子2011, pp.149-150)。ただし、原本の各冊の年次構成自体も、天理図書館所蔵原本は近世の修補が指摘されており、巻尾に白紙があれば廃棄された可能性も考慮しなければならないことが示唆されている(金子2011, p.175)。つまりは兼見執筆時の原表紙に複数年が記されているものが確定できないと、複数年が1冊となっているものについては、兼見執筆時以降の合冊である可能性すらあるだろう。

兼見が常に下書きを作成して、いつかの機会に浄書をおこなっていたということも確定できるわけではない。しかしながら、残っている『兼見卿記』で天正10年別本以外に下書きの可能性を指摘されているものがある。『兼見卿記』の天正11年12月27・29日条や天正14年12月27日条に弟の梵舜に反古紙を綴じて日記帳を作成させた記事がある(金子2011, p.174)。影写本の元亀元年から元亀4年分には紙背文書が確認されており、謄写本に関しては、慶長15年分の原本に紙背文書が確認できる他は、紙背文書の有無は不明であり、天理図書館蔵の原本は文禄2年の上下計2冊には紙背文書がなく、残りのものは全て紙背文書が存在するため反古紙を利用したことがわかる。ちなみに國學院大学図書館蔵の天正5年、同8年の別記に関しても紙背文書は存在しない(金子・遠藤2012, p.109)。

近年になって『兼見卿記』の構成に関して重要な知見が加わった。昭和13年に影写された元亀元年から元亀4年までの原本に紙背文書があったことが確認されたのである(金子・遠藤2012)。これは袋綴じの冊子を小口から覗き込んで写したものと想定されているが、問題は紙背文書の年代である。紙背文書69点の2/3ほどは年代が不明確であるが、天正5年9月頃と想定されるものが最も古く、天正9年10月が最も新しい。元亀年号でも古い日次記に使われた紙

背文書が全体的に古い年代を示すが、元龜元年から元龜4年までの浄書が近時に行われたと考えると、元龜年間の日次記は天正9年10月以後に行われたことになる。報告者は以前からの考察も踏まえて「『兼見卿記』はしばらく時間が経過したあと浄書されることがあったという事例がさらにくわった。」とし「天正十年正本がいつの段階で「浄書」されたのかを考えるうえでも、大きな示唆をあたえている」とするが(金子・遠藤2012, p.114) そうではあるまい。兼見が30日前あるいは50日前のできごとを日記に書いている可能性も指摘されているが(金子2011, pp.131-132) およそ10年も前の日記を浄書、あるいは記すこととは次元の異なる行動である。

天正9年10月以後にこのような浄書が行われた動機は、やはり本能寺の変に関わる日記の改竄として吉田兼見によって行われたと考えるべきであろう。これはまさに山崎合戦で光秀が滅び、津田越前入道の難詰から織田信孝、羽柴秀吉への弁明をへて、兼見と本能寺の変に関係がないことが確定するまでの間の改竄ではないだろうか。つまり、これまでは天正10年本の改竄だけが注目されていたが、兼見の日記改竄は元龜元年にまで及び、より大規模なものだったのではあるまいか。元龜年間の日次記に使用された紙背文書は、兼見宛のものが最も多く、他の宛先や差出人も兼見の縁者や吉田家家臣が多いことから(金子・遠藤2012, p.108) これらの反古紙は吉田家に蓄えられていたものと考えられる。天正3年から天正10年までの原本全てに反古紙が用いられていたかどうかは確定できないが、これ以外に反古紙が用いられている可能性がある冊子は指摘されている(金子・遠藤2012, p.110)。

このように考えると天正11年12月27・29日条や天正14年12月27日条で兼見が梵舜に反古紙を用いた日記帳を綴じるよう依頼したことも説明できる。元龜年間の日次記に使用された反古紙をみても、少なくとも天正5年から天正9年の幅を持つものであり、反古紙といえども当時は簡単に蓄えられるものではなかったであろう。本能寺の変後、反古紙、未使用紙を大量に使用して、日記改竄を兼見がおこなわなければならなかったため、天正10年末には次年度の日記帳を自前で用意できたものの、天正11年末には吉田家に十分な反古紙がなかったために、兼見は梵舜に反古紙を利用した日記帳作成を依頼したのである。天正12・13年には日記帳作成依頼がないが、実際には依頼があったこともありえようし、なかったとしても両年については天正11年末時点で吉田家に残った反古紙や天正12・13年中に入手した反古紙でなんとか自給できたものの、天正14年末に至って再度反古紙不足となった可能性がある。

それでは、なぜ天正10年別本が存在するのかと言えば、それは本能寺の変直後の日記下書きとして、天正9年本とともに用意されたのではなからうか。前章で記したように天正10年別本

では、通常は「将碁」としてのみ記すのに対して「少将碁」と3回記している。ただし、天正9年本には「少将碁」とは記されないが、日次記の体裁で重要な共通点がある。それは、記事のない日を一行空けることが多い点である。天正9年以前には基本的に記事のない日があっても、その間を一行空けずに記事が続いている。天正10年正本は記事のない日には、丁寧に干支を記入している。天正年間の日次記は全て謄写本であるため、天正10年別本、天正9年本の冊子を担当した書写生の写し癖の可能性もあるが、出版されている元龜年間の影写本の校訂本にも記事のない日に頻繁に1行空ける様子はみられない(金子・遠藤2014a)。どの日次記かはわからないが、「十八冊の謄写本を見るとこのうち何冊かは自筆本の筆跡と似ており(御用掛春田總作・二級写字生三栗中實書写にかかる数冊)、自筆本の謄写であると考えられる。謄写とはいっても、極力原本の雰囲気伝える努力がなされていた」と評価されている(金子2011, p.149)。このことからすれば、天正10年別本と天正9年本の冊子は他の天正10年本以前の日次記とは体裁が異なっており、下書きあるいは下書き相当のものとしてよいだろう。

天正10年本以前と以後では、『兼見卿記』の残り方に大きな違いがある点も、天正10年本以前に大規模な改竄がなされたと考えるに当たって有利な証拠ではなからうか。天正10年本以前では、年ごとに大きな欠落のある月が複数年見られるが、天正10年正本以後、慶長2年本までは、天正16、17年本は全てが欠失するものの、1年を通じて欠ける月がない。天正10年を境に『兼見卿記』の残り方に際立った違いを見せている。天正3年本から天正20年本は明治18年の謄写の際には、吉田家に所蔵されており、この違いは『兼見卿記』成立時のものの可能性がある。

現在残されている元龜元年から天正10年本におよぶ大規模な改竄を想定した場合、なぜこのようなことが必要であったのかという説明が必要になる。「朝廷黒幕」説を唱えた桐野作人は(桐野1992)その後自説を覆して信長の四国政策の転換と斎藤利三の役割を重視する見解に転換したが、その論拠の一つとして、本能寺の変時点での織田政権と朝廷の関係を対立関係として誤認していたものを、「公武協調」関係であったと理解するに至ったからとする(桐野2007, pp.6-7)。桐野以後、「朝廷黒幕」説を唱えた立花京子も「南欧勢力黒幕」説に転換したことから見ても「朝廷黒幕」説は成立しがたいであろう(立花2002、立花2004)。それでは、なぜこのような大規模な改竄がおこなわれたかと言えば、やはり6月14日条にみられる津田越前入道の兼見への難詰が理由であろう。この難詰については、「そもそも兼見が津田から問いつめられたのは、彼と光秀の関係ではなく、光秀が朝廷や五山に銀子を贈った問題について」であり、「日向守この方へ来たる銀子配分の事」「先度銀子配分の様」に絞られてい

た。」と過小評価する意見もあるが（金子2011, p.158）これはあくまで兼見の主張であつて、津田による恫喝は具体的な銀子配分以外に光秀との親交にまで及んでいたのではなからうか。日記の中で兼見は津田の難詰を矮小化したかったのである。

津田越前入道については、信長の重臣だった中川重政ではないかという見解が出されており、柴田勝家との所領争いがもとで改易され、入道後に再び信長に仕えるようになったがかつての地位を回復することはできなかつたらしい（桐野2007, p.257）。このような不遇を託っていた人物の行動であつたからこそ、信孝は直ちに津田の行為を自身の命令ではないと兼見に伝えたのであろう。津田の難詰はある種の恫喝に近いものだったのであるまいか。

6月14日に津田の難詰があり、同日、兼見は信孝に使者を派遣し津田の行動が信孝の命令でないことを確認し、羽柴秀吉の奉行人桑原貞成にも報告をおこなっている。これで、問題は解決したわけではなく、6月22日には信長側近の松井友閑を訪ねて銀子配分を弁明し、信孝にこの件で暫紙を提出している。翌日には施薬院全宗を訪ね、秀吉に対しての取り成しを請うている。明智軍が前久邸から二条新御所に銃撃したという讒言があつたからである。この結果、6月23日には信孝が京内の光秀や近衛前久の預物について糾明する觸を出した。これ以前の20日には信孝が前久を成敗するという噂が流れたため、21日に兼見は前久からの預り物をすべて前久の息子である信尹に返却している。6月26日には信孝から兼見に安堵状が出て一息ついたであろうが、6月29日には福知山城で明智秀満の父が生け捕られ、7月2日に粟田口で磔に処せられている。6月23・30日に施薬院全宗を通じて秀吉へ取成しを依頼するが、ようやく7月3日に秀吉に派遣していた使者が戻ってきて、「爰許之儀無別義候由来了」となり、ようやく兼見は安心したに違いない。少なく見ても自己保身の達成には、20日近くの日数がかかっているのである。しかしながら、前久の一件はまだ片付いておらず、7月13日には秀吉から兼見のもとへ前久からの預り物に関して糾明があり、全てを近衛家に返却済みであると全宗を通じて弁解をおこなっている（谷口1994）。

これらのことから考えると、兼見の本能寺の変への連座については、決して可能性のないことではなく、現代人の目から見るとは異なり、本人は大いに不安であつたのではなからうか。何しろ、著名な愛宕百韻の発句が本来は「時は今あめが下なる五月かな」であり、光秀の野望を示すものではなかつたにもかかわらず、同時代の秀吉の右筆である大村由己が『惟任退治記』で「下しる」と改竄し、光秀による謀反と土岐氏による天下支配の野望を詠んだものとされたとすれば（明智2013, pp.24-25）当時の権力者による都合のよい文書改変とその利用は頻繁におこなわれていたのである。大阪冬の陣の口実となつた慶長19年（1614）の方広

寺鐘銘事件をみても、書き残された文章や文字が権力者によって解釈、利用され、どのような災いをもたらされるかはわからない。

『兼見卿記』の評価には、「ただでさえ遠慮がちな書振りを一層消極的にしている。その行動はかなり詳細にわかるが、その感想や意見はごく僅かしか記されていない。父兼右に比べるとはるかに控え目な性格であったらしく、信長の畿内平定、その横死、秀吉による全国統一の進行といった激動期の十数年間を記したものとしては政治上の諸局面を描き得ていない。」とするものがある（萩原1975, p.681<sup>8</sup>）。『兼見卿記』の記述にみられる消極的な姿勢は、実は本能寺変後の大規模な日記改竄が原因の可能性はなかろうか。つまり、天正10年以前の『兼見卿記』には、もともとはもう少し、兼見の主體的な感想などが記されていたが、改竄時に削除されたものと考えたい。天正11年以後の日記にも消極的な姿勢が貫かれたようだが、これは兼見が本能寺の変後の日記改竄で懲りて、自らの日記に必要以上のことを記すべきではないと実感したからではないだろうか。

当時においても近衛前久の関与が風説としてあがったように、光秀と緊密な関係を維持していた兼見は身の危険を感じたとしても不思議はない。金子拓は永井荷風や高見順の日記改変を踏まえて、「荷風や高見のばあい、言論・思想統制が厳しくなりつつあった時代」のことであり、兼見の場合は「信孝使者という立場の武士が従三位右衛門督という地位にある公卿の邸宅に“強制捜査”に押し入り、“証拠物件”を押収するといった行動を起こしえたかといえ、疑問である」とする（金子2011, p.159<sup>9</sup>）。しかし、強制捜査に入るとすれば、それは津田入道ではなく本能寺の変後の織田政権の中枢からであろう。信孝や秀吉の奉行人である桑原貞也からは素早く保身の担保を得ていたとしても、山崎合戦の立役者である羽柴秀吉からは直接の返事を7月3日まではもらえていない。強制捜査による日記の押収などはなくても、関係者に対する聞き取りの次に目を付けられるのは、兼見の日記に違いない。織田政権から提出を求められれば、それを拒む事は不可能であり、そこに本能寺の変への関与を疑わせるものでもあれば、致命的事態である。実際には本能寺の変に関係なくとも、そのように解釈可能なものがあれば、それを利用されかねない。また、本能寺の変にかかわらずとも、織田政権に対する批判や不平なども書かれていれば、大きな問題になりかねないのである。筆者は吉田兼見が本能寺の変に関わっていたとは考えないが、このような不安と日記提出への準備として天正10年本以前の日記改竄がおこなわれたと考える。

ここで気になるのは天正10年別本とそれに併せて綴じられている天正9年本である。天正8年以前の『兼見卿記』が、本能寺の変後の兼見による改竄を受けているとすると、果たしてこ

の両年が綴じられている冊子も単純な下書きと考えると良いのか疑問に感じる。天正10年別本と正本には、正本における本能寺の変後の光秀と兼見あるいは朝廷の関わりが削除されていることが知られている。ただし、単純に光秀にかかわる記事が正本で削除されているのではなく、なかには別本にない記事が正本にみられることもある。このような記事の内、まず気になるのが将棋関連の記事である。金子拓による正本と別本の記事の異同を参照すると（金子2011, pp.166-167）、1例ではあるが、正本の2月19日条に「向春長軒、将碁、」とあるものの、別本にはこの記載がない。本能寺の変後、少なくとも4ヶ月近く後に浄書されたとすれば、記憶だけでこの記事を追加したと考えるのはかなり難しいのではなかろうか。また、何らかの手控えがあったとしても、このような将棋記事を特別に手控えするであろうか。

このほか、このような些細な出来事が追加されている事例として、天候の記事がある。天候記事が正本において追加されているものは、2月7日条、3月28日条、4月2日条である。2月7日条は「天陰」と曇りであったことが、3月28日条では「未風雨止」とあり、4月2日条では兼見室の外出目的に加えて「雨降」と付け加えられている。3月28日条はかなり強い雨で印象深かった可能性もあるが、他の2件は過去の記憶を用いて追加するのは難しい記事ではなかろうか。『兼見卿記』の天候記事は多くないうえに、特に2月7日条は「天陰」以外は表現こそ違えるものの正本、別本とも同じ内容である。つまり、何らかの手控えをもとに「天陰」と書き加えられたとは思えない。もし、別本の2月7日条の記事を元に正本の2月7日条の記事が書かれたとすれば、「天陰」の追加は、手控えではなく兼見の記憶を元に記された可能性が高いが、曇天は強い雨風に比べて実に印象に残りにくい天気である。仮に天正10年別本が本能寺の変以後の書き換えの結果、天正10年正本が成立したと考えると、2月19日条の貞勝との将棋対局や2月7日条の「天陰」追加がおこなわれたとは考えにくい。このような追加があるとすれば、一つは記憶を基にした追加で下書きから小まめに日記を浄書した場合であろう。つまり、天正10年別本の2月7日条の「天陰」や2月19日条の将棋対局は別本の記載がなされてから、それほど日数が経たないうちに正本を浄書した際に追加された場合である。これでは、かなり小刻みに日記の下書きから浄書がおこなわれたと考えなければならなくなる。しかしながら、元亀元年から元亀4年の紙背文書に天正9年のものが見つかることから、『兼見卿記』の浄書が長い期間を経た後に浄書されるという解釈に立てば、『兼見卿記』の浄書が短い期間に小刻みにおこなわれていったとは考えられない。

さて、天正10年別本と正本の異同を小刻みな浄書がおこなわれていた結果と考える以外には、別の解釈も可能である。それについては萩原龍夫が興味深い指摘をおこなっている（萩原

1962, p.693)。それによると「両者の記事を比較すると相互に出入りがあり、いずれも原型でないことを想像させる。」という。これは「原型となる自記が別にあって、そこから正本・別本がそれぞれ成立したのではないかという意味」と解釈されている(金子2011, p.162)。示唆に富んだ見解と思うが、本能寺の変後、元龜元年から元龜4年本にまでおよぶ大規模な日記改竄がおこなわれたという私見からは、「原型となる自記」とは、もともとの兼見による天正10年本の下書きと考える。つまり、今は残っていないこの下書きから、本能寺の変直後に天正10年別本が成立し、その後、混乱が十分に落ち着いた時期に浄書されたのが天正10年正本と考えたい。

これまで、考察してきたことをまとめると、『兼見卿記』を巡って起きた出来事を以下のように想定する。

まず、本能寺の変後、兼見本人も津田越前入道に追求を受け、近衛前久も本能寺の変への関与を疑われることなどもあり、兼見には自身の日記を改竄する必要性が生じた。しかしながら、これは兼見が明智光秀と連携して本能寺の変を企んだというわけではなく、日記に光秀との関与を疑われる記述や強引に関与を捏造される記事、加えて織田政権への批判的感想等を改竄したのではなからうか。本能寺の変後におこなわれた改竄は、元龜元年本から天正10年別本に至る大規模なものであったと考える。ただし金子が想定するように、織田政権の家宅捜索に伴う日記の押収という可能性は低いので、織田政権による日記の提出要請に備えたものではなからうか。この経緯のなか、天正10年別本、天正9年本は下書きの形態で改竄されたと考える。本来の下書きはとりあえず、廃棄されることはなく吉田邸等で保管されたと思われ、天正10年正本の成立については、金子拓が指摘するように、「別本と正本の差異というのは、本能寺の変のゆくすえがいまだ不透明だった時期の人間が書いた」ものと、光秀が滅び「天下の趨勢が定まりつつあった時期の人間が書いた」ものの違いとし、本能寺の変に「何らかのかたちでかかわった当事者としては、その事件をめぐる記事について、正当化のようなかたちで微妙な書き換えをおこなうことはありえる」という解釈に賛意を表する。(金子2011, pp.178-179)。その後、天正10年正本浄書時の自身の日記に関する姿勢と日記に不要な自信の思想や感情を隠すために、元龜元年本から天正10年別本までの本来の『兼見卿記』と下書きは破棄されたのであろう。

上記の想定には、幾つか説明の難しい部分があるので、最後にそれを検討する。元龜元年から元龜4年本の紙背文書にもっとも新しいもので、天正9年のものがあることは、織田政権への日記提出用の改竄にしてはお粗末なものとも言える。ただし、これには二つの理由があるの

ではなからうか。一つは紙背文書まで調べられる可能性は低いと楽観したこと、併せて10年以上前の日記提出を要求される可能性は低いと考えたことではないだろうか。文禄2年本から慶長14年本については『兼見卿記』の下書きと浄書の差が、紙背文書の有無、つまり復古紙を使用するかしないかと誤記、訂正の多寡に求められる見解もあったが（岸本2002, pp.54-55）、元龜元年から元龜4年本に紙背文書が確認されるに至って、必ずしもそうでないということが明らかになった。しかしながら、元龜元年から元龜4年本に復古紙が用いられていたとしても、筆者が改竄を想定する天正10年までの『兼見卿記』全てに復古紙が用いられていたかどうかはわからない。天正11年の梵舜への復古紙を利用した冊子作成依頼をみても、兼見邸に復古紙が不足するほど改竄時に使用したことが考えられるうえに、天正10年に近い年時の日記は、織田政権から提出を求められる可能性が高いため、未使用紙が用いられていた可能性もあろう。元龜元年から天正10年別本までの改竄がおこなわれたとすれば、改竄作業の順序は、年次の古いものから新しいものへおこなわれたのではなく、年次の新しいものから古いものへおこなわれたであろう。つまり、元龜元年から元龜4年本は、改竄作業の最終段階のものと考えたほうが良いということである。

次に天正10年別本と天正10年正本に共通する下書きがあったと考え、その下書きは、天正10年正本が浄書された本能寺の変の混乱が納まった時点まで保管されていたことになる。しかしながら、先述した金子の指摘のように、織田政権による「家宅搜索」がおこなわれる可能性は低いうえに、改竄した日記がそこにあれば、本来の日記を隠すことはたやすいため、あえて焼却などの措置は必要なかったものと推定する。自邸内でも充分とは思いますが、日記を吉田山にある兼見邸付近で隠匿するのは容易である。

次に天正10年別本に記載され、天正10年正本で削除された明智光秀関連の記事を検討する。天正10年正本の省略については、先述した金子の指摘に賛同するが（金子2011, pp.178-179）、別本と正本に共通の下書きがあったと考える場合には、天正10年別本において光秀関連の記事が削除されなかった理由を説明しておく必要がある。兼見と光秀の関連で重要なのは3点である。一つは本能寺の変当日の6月2日条に粟田口で光秀に面会し、自領の安全確保を依頼したことが正本では省かれている。6月7日条には勅使として派遣された兼見が、安土城で光秀に面会し「謀反之存分雑談」したことが省かれる。6月9日条には津田入道の難詰の原因である銀子贈与に関してその名目が省かれ、同日、銀子贈与に関して出された誠仁親王の奉書を鳥羽の陣所の光秀に届けたことが省略されている。念のため記すが、共通の下書きがあるのなら、天正10年別本にこれらの光秀関連記事が削除されていてもおかしくない

## 本能寺の変と将棋

考えるのは早計である。これら正本で削除された記事のほとんどは、本能寺の変直後におこなわれた行動として、世間に知られていた可能性が高い。津田入道が光秀の朝廷等への銀子贈与を知っていたように、これら兼見の行動は周知された事実であったろう。逆に織田政権への提出用に日記が改竄されたとすれば、本能寺の変直後であれば、このような記事が日記に欠けていけば不自然きわまりないのである。6月7日条の「謀反之存分雑談」も勅使として面会した兼見に光秀が本能寺の変の正当性を主張しないはずがない。

天正10年別本が6月12日条で途切れるのも、金子の説くように冊子の丁数がそこで偶然なくなったのではなく、6月14日条の津田入道の難詰と本能寺の変への関連を疑われることから、織田政権への提出用にわざわざ作成された下書きだからであろう。

最後に天正9年本の問題を検討するが、天正10年本を境にそれ以前と以後では1年間のうち欠失する月に大きな違いが見られることを前述した。このような月の欠失は、改竄時の省略の可能性もあるが、現状では判断できない。天正9年本については2つの理解が可能ではなからうか。一つは本当の下書きであり、その後に天正10年別本を書き加えたか、合冊したとする考え方である。もう一つは、天正9年本も改竄後のもので天正10年別本と合冊することで、天正10年別本が改竄を受けていることをわかりにくくしたと考えるものである。現状では判断を保留したい。

## IV. まとめ

これまでの検討で判明したことを以下に述べる。

- ① 兼見卿記に見られる村井貞勝と吉田兼見の対局は、小将棋が指されたとすべきである。
- ② 兼見の本能寺の変に関わる日記改竄は、元龜元年から天正10年に及ぶ大規模なものと考えるべきである。
- ③ 天正10年別本、正本とは異なる本当の下書きがあって、そこから別本と正本が成立した可能性がある。
- ④ 天正9年本についても、本当の下書きではない可能性がある。
- ⑤ 日記改竄の動機は、織田政権からの日記提出要請に備えたものと想定する。

村井貞勝は二条御所に織田信忠と立て籠もった時、誠仁親王一家の避難を明智方と交渉して

成し遂げている。少なくとも貞勝は最後の瞬間まで、光秀と朝廷勢力が連携して本能寺の変を起こしたなどという疑いを持っていなかったであろう。貞勝が勧めたという、信忠の宿所であった妙覚寺から二条新御所への移動と立て籠もりは、まさに雪隠詰めとでもいうような状況ではあったが、織田長益などは逃げおおせているので、結果的に貞勝の判断は正しかったとは言えないだろう（谷口2009, pp.182-185）。貞勝の将棋の腕前がどれほどであったかわからないが、実戦に将棋の采配が役立つわけではないということである。

本能寺の変を成功させるために、光秀は諸情報を事前に収集したと思われる。もっとも重要な情報は織田信長の伴をする人数が少ないということであり、次には織田家の家督を継いでいた織田信忠も少数の伴を連れて妙覚寺に宿泊するという情報であったろう。光秀はこれらの情報を本能寺の変以前に複数の情報源から得ていたと思うが、そのような情報源の一つが吉田兼見ではなかったかと想像するものの、『兼見卿記』の記載を信じると、貞勝と兼見が最後に面会し対局したのは、変の一ヶ月ほど前に当たる5月4日である。はたして天下所司代の村井貞勝の持っていた信長親子上洛に関する諸情報が、吉田兼見を通じて明智光秀に伝わることはなかったのであろうか。

謝辞

この論文の作成にあたっては、下記の方々のお世話になりました。感謝申し上げます。

小林加奈江、杉山拓己、鈴木朋美、田中规之、松村政樹、龍崎純子。

### 【註】

- 1) その後、桐野作人は吉田兼見の本能寺の変への関与を否定する姿勢に転じている（桐野2007）。藤田達生は、兼見の関与を想定する立場である（藤田2003・2010）。
- 2) 『兼見卿記』の天正10年6月までの「将棋」を示す用語は『小将碁』『少将碁』『中将碁』『将碁』が使用されるが、「将碁」が圧倒的に多い。
- 3) さらに増川は、「公卿の社会では十五世紀中頃から十七世紀の初めまで、中将棋が主流であった」と推測している（増川1985, p.104）。
- 4) 増川は『康富記』（中将棋2回、将棋15回）『言国卿記』（将棋32回、少将棋2回）『実隆公記』（中将棋4回、将棋214回、少将棋8回）『言継卿記』（中将棋82回、将棋108回、少将棋27回）『兼見卿記』（中将棋1回、将棋56回、少将棋4回）『言経卿記』（中将棋55回、将棋32回、少将棋19回）の使用例をあげている（増川1985, p.103）。
- 5) このような宿泊を伴う対局が、吉田兼見と村井貞勝の間でおこなわれていない事も、同じ公卿との間でおこなわれた将棋と異なる点であろう。織田政権内で天下所司代を勤める村井貞勝の政権内での自己保身に關する警戒感からすれば、そのように親密な態度で吉田兼見と将棋を指すことはできなかったのではなかろうか。
- 6) 1993年の興福寺旧境内の発掘調査では、将棋駒15枚、将棋習書木簡2点の中に大型将棋に該当する駒を確認できないが、習書木簡の文字に「酔像」とするものがあり、これによって11世紀後半に38枚制小将棋の存在

## 本能寺の変と将棋

した可能性が木村義徳から指摘された(木村2001, p.217)。その後2013年には、同じく興福寺旧境内で12世紀初頭と考えられる将棋駒9枚が出土したが、その中の1枚が醉象駒である(鈴木2017)。枚数は少ないものの大型将棋に伴う駒がないことから木村の仮説を裏付ける証拠と考えてよかろう。つまり、36枚制の平安小将棋から42枚制(醉像)小将棋-現行将棋と変遷したのではなく、36枚制平安小将棋-現行将棋と変遷すると共に36枚制平安小将棋-38枚制(醉像)小将棋-42枚制(醉像)小将棋という別系列の小将棋が存在していた可能性が高いということである。

- 7) 金子拓は高見順や永井荷風の日記改変に続けて、戦前の石川達三、津田左右吉の発禁処分などをあげ、高柳光寿や齋木一馬の天正10年日記改竄説に対して(高柳1939、齋木1948)「高柳が見解を発表した時代に注目」とすると、「荷風が日記のなかに激しい時局批判を書きつける頻度が多くなりつつあった頃とまさに同じ頃」として、永井荷風による「当局による取り調べを恐れた日記の改変という行動」と高柳による兼見の「日記の書き換えという推論が、こうした時代背景として生みだされた」とする。そして「客観的実証的な論文であっても、書かれた時代の空気に左右され」「齋木もまた、彼らの同時代人であった。」とする(金子2011, pp.160-161)。歴史家も自身が所属する時代背景に影響を受けざるを得ないということには共感するが、これは金子自身にも当てはまるだろう。天正10年別本の記載終了の理由を、日記帳の丁数が尽きたからという解釈は、1967年生まれで大学に入学する時は学生運動もほぼなくなっていた平和で経済的にも繁栄した時期に育った歴史家の解釈ではあるまいか。
- 8) ただし、「『兼見卿記』は公家の一員から見た当代の政治情勢について、感想を交え詳しく記している」とする意見もある(田端2016, p.1)。筆者に同時代の公家の日記と『兼見卿記』を比較検討する力量はないが、少なくとも将棋記事に関しては、実に簡略で勝敗も記されない点から、萩原龍夫の見解を支持したい。天正10年正本の浄書時期は、当然のことながら明智滅亡後のことであるのに、織田信長の生害や長年の棋友であった村井貞勝の討ち死に関する感想もみられない。
- 9) 当時の政権による探索がどのような形でおこなわれていたのかよくわからないが、承久の乱(1221年)の6年後に乱関係者が二位法印尊重の日記をもとに捕縛されたことが『明月記』に記されている。金子は「幕府は日記押収を第一目的にしたわけではなく、いっぽう尊重は自分の日記を証拠物件とは思っておらず、処分されないまま押収された」と評価する(金子2011, pp.159-160)。しかしながら、日記にどのように記されていたかわからないが、日記記事を利用した政権側に都合の良い処断であった可能性もある。また、具体的に乱関係者が記されていたにしても、これらは尊重潜伏時の自身の渡世に大いに役立つ情報であったかもしれない。

### 【参考文献】

- 福井県教育委員会・朝倉氏遺跡調査研究所『特別史跡 一乗谷朝倉氏遺跡 V 昭和48年度発掘調査整備事業概報』福井県教育委員会・朝倉氏遺跡調査研究所 1974
- 岡田荘司「吉田兼見」『国史大辞典』12 吉川弘文館 1991
- 明智憲三郎『本能寺の変 431年目の真実』文芸社文庫 2013
- 金子拓『記憶の歴史学 史料に見る戦国』講談社 2011
- 金子拓・遠藤珠紀「『兼見卿記』自元亀元年至四年記紙背文書」『東京大学史料編纂所研究成果報告2011-3 目録学の構築と古典学の再生 最終年度研究成果報告書』東京大学 2012
- 金子拓・遠藤珠紀ほか(校訂)『新訂増補 兼見卿記』第1 八木書店 2014a
- 金子拓・遠藤珠紀ほか(校訂)『新訂増補 兼見卿記』第2 八木書店 2014b
- 岸本眞美「『兼見卿記』(一) 文禄二年自正月至六月」『ビブリア』118 2002
- 木村義徳『持ち駒使用の謎 日本将棋の起源』日本将棋連盟 2001
- 桐野作人『信長謀殺の謎』ファラオ企画 1992
- 桐野作人『だれが信長を殺したのか 本能寺の変・新たな視点』PHP 研究所 2007
- 小島毅『織田信長 最後の茶会「本能寺の変」前日に何が起きたか』光文社 2009
- 齋木一馬「日記の改竄と偽作とについて」『日本歴史』11 吉川弘文館 1948
- 斎藤隆一・堀進『天童の将棋駒と全国遺跡出土駒 -将棋駒のルーツを探る-』天童市将棋資料館 2003
- 鈴木一謙(編)『名勝奈良公園・興福寺跡 興福寺寺院観音院跡の調査』奈良県立橿原考古学研究所調査報告第122冊 奈良県立橿原考古学研究所 2017

- 高柳光寿 「近世初期に於ける史学の展開」『本邦史学史論叢』下巻 史学会 1939  
 高柳光寿 『明智光秀』吉川弘文館 1958  
 立花京子 『信長権力と朝廷』第二版 岩田書院 2002  
 立花京子 『信長と十字架』集英社 2004  
 田中規之 「十五世紀の将棋愛好者たち 一室町期の四つの日記から」『遊戯史研究』29 遊戯史学会 2017  
 谷口克広 『信長の天下所司代 筆頭史僚 村井貞勝』中央公論新社 2009  
 谷口研吾 『流浪の戦国貴族近衛前久 天下一統に翻弄された生涯』中央公論新社 1994  
 田端泰子 「本能寺の変直後までの吉田兼和の生き方と交友関係 特に明智光秀、細川藤孝とのつながりを軸に」『京都橘大学研究紀要』42 京都橘大学 2016  
 萩原龍夫 『中世祭祀組織の研究』増補版 吉川弘文館 1975 (1962)  
 藤田達生 『謎とき本能寺の変』講談社 2003  
 藤田達生 『証言 本能寺の変』八木書店 2010  
 増川宏一 『将棋Ⅱ』法政大学出版局 1985  
 増川宏一 『碁打ち・将棋指しの誕生』平凡社 1995  
 増川宏一 『将棋の歴史』平凡社 2013  
 山室恭子 「村井貞勝」『国史大辞典』13 吉川弘文館 1992

(表2 参考文献)

- 一乗谷朝倉氏遺跡調査研究所 『一乗谷朝倉氏遺跡発掘調査報告XⅡ』1981  
 岩手県教育委員会 『岩手県中世城館跡分布調査報告書』岩手県文化財調査報告書第82集 1986  
 上田市教育委員会 『塩田城跡第1次発掘調査概報』1976  
 葛西区郷土と天文の博物館 『葛西城 中世の暮らしと戦いを知る』1999  
 葛西城址調査会 『青戸・葛西城址Ⅱ区調査報告』東京・葛飾区・青戸 1976  
 神奈川県立歴史博物館 『発掘品から見る関東の戦国文化』1998  
 上市町教育委員会 『富山県上市町弓庄城跡第4次緊急発掘調査概要』1984  
 上市町教育委員会 『中世城館跡調査報告書』1994  
 騎西町教育委員会 『ふるさと騎西 再発見』1994  
 騎西町教育委員会 『騎西町史』考古資料編(騎西城武家屋敷跡)2002  
 愛知県教育サービスセンター 『環状2号線関係埋蔵文化財発掘調査年報Ⅱ』1984  
 愛知県埋蔵文化財センター 『清洲城下町遺跡(Ⅱ)』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第27集 1992  
 石川県埋蔵文化財センター 『石川県鹿島郡中島田上町カイダ遺跡』1991  
 香取郡市文化財センター 『大崎城址』(財)香取郡市文化財センター調査報告書第78集 2001  
 滋賀県文化財保護協会 「観音寺城下町遺跡」記者資料 1996  
 滋賀県文化財保護協会 『滋賀文化財だより』No235 1997  
 千葉県文化財センター 「房総発掘ものがたり(出土遺物巡回展)大崎城跡」(平成14年~平成15年)パンフレット 2002  
 新潟県埋蔵文化財調査事業団 『埋文にいがた』No36 2001  
 滋賀県埋蔵文化財センター 『滋賀埋文ニュース』第204号 1997  
 静岡県教育委員会 『駿府城三の丸跡発掘調査報告書』静岡県文化財調査報告書第38 1987  
 島根県教育委員会 『史跡富田城関連遺跡群発掘調査報告書』1983  
 島根県広瀬町教育委員会 『新宮谷遺跡発掘報告』1982  
 長野県文化財保護協会 『塩田城(その歴史と発掘)』1982  
 日本将棋連盟 『将棋世界』48巻4月 1984  
 前島己基 『日本城郭大系』第14巻月報 新人物往来社 1980  
 富山市教育委員会 『富山市内遺跡発掘調査概要V』富山市埋蔵文化財調査報告129 2003  
 富山市教育委員会埋蔵文化財センター 『古代人の暮らし』発掘速報展2002 2003  
 長野県史刊行会 『長野県史』考古資料編 塩田城跡 1982  
 長野県埋蔵文化財センター 『長野埋蔵文化財センター調査報告書26』1997

## 本能寺の変と将棋

- 奈良市教育委員会「平城京左京三条三坊三坪の調査(第247次)」『平成年度奈良県埋蔵文化財発掘調査報告書』1993
- 奈良市教育委員会「平城京左京四条六坊一坪の調査(第251次)」『平成4年度奈良県埋蔵文化財発掘調査報告書』1993
- 奈良市埋蔵文化財調査センター「平成4年度奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告資料」1993
- 水野和雄「朝倉氏遺跡本館跡外濠の調査」『考古学雑誌』第60巻1号日本考古学会 1974
- 姫路市教育委員会『御着城発掘調査概報』1981
- 兵庫県教育委員会『兵庫の中世城館・荘園遺跡』兵庫県中世城館・荘園遺跡緊急調査報告 1982
- 兵庫県教育委員会『ひょうごの遺跡』No21 1996
- 兵庫県教育委員会『宮内遺跡発掘調査実績報告書 平成8年』1997a
- 兵庫県教育委員会「宮内堀脇遺跡」現地説明会資料 1997b
- 広島県教育委員会『吉川元春館跡第1次発掘調査概要1994』中世城館遺跡保存整備事業発掘調査報告6 1996
- 福井県教育委員会・一乗谷朝倉氏遺跡調査研究所『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡V』昭和48年度発掘調査整備事業概要 1974
- 福井県教育委員会・一乗谷朝倉氏遺跡調査研究所『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡発掘調査I 朝倉館跡の調査』1976
- 福井県教育委員会・一乗谷朝倉氏遺跡調査研究所『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡XVI』昭和59年度発掘調査整備事業概要 1985
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館『特別展戦国城下町研究の最前線』2001
- 福岡町教育委員会『富山県福岡町石名田木舟遺跡発掘調査報告書』1995
- 北陸中世土器研究会『飾る・遊ぶ・祈るの木製用具(第9回)』1996
- 原川宏・山口和夫「静岡・小川城遺跡」『木簡研究』6号木簡学会 1984
- 佐藤圭「福井・一乗谷朝倉氏遺跡(第84次)」『木簡研究』16号木簡学会 1994
- 酒井重洋・中川道子・山元祐人・島田美佐子・三島道子「富山・石名田木舟遺跡」『木簡研究』17号 木簡学会 1995
- 西口圭介「兵庫・宮内堀脇遺跡」『木簡研究』22号木簡学会 2000
- 鬼澤昭夫「千葉・大崎城跡」『木簡研究』23号木簡学会 2001
- 焼津市『小川城』焼津市考古資料調査報告書 2000
- 焼津市教育委員会『道場田遺跡 小川城遺跡』焼津市埋蔵文化財発掘調査概報VI 1984
- 四日市市教育委員会『赤堀城跡』四日市市埋蔵文化財調査報告16 1989

